

無担保・無保証の融資制度のお知らせ

お気軽に
ご相談
ください

経営改善貸付【略称 マル経】

1. 目的 小規模事業者の経営の改善を図るものです。
2. 融資対象者 商工会の実施する経営指導を受けている方で、次の条件をすべて満たし商工会長の推薦を受けた方に限ります。
その1 原則として6カ月以上、商工会の経営指導を受けていること。
その2 最近1年以上、高島町で事業を営んでいること。
その3 所得税、法人税、事業税、町県民税（均等割を含みます）を
すべて完納していること。
3. 事業規模 個人又は法人で、次のいずれかの事業規模の方です。
・商業、サービス業は、常時従業員 5名以下の事業所
（「宿泊業」「娯楽業」は20名以下）
・製造業・その他は、常時従業員 20名以下の事業所
4. 対象資金 運転資金・設備資金
5. 融資限度額 2,000万円までです。（運転資金・設備資金）
※1500万円以上のお申込みには、自身で策定した事業計画書が必要となります。
6. 融資条件 (1) 利率 1.30%固定 ※令和6年3月8日現在
(2) 融資期間⇒ ①運転資金7年以内 ②設備資金10年以内
(3) 据置期間⇒ ①運転資金1年以内 ②設備資金2年以内
(4) 保証人・担保は必要ありません。（無担保・無保証人です。）
7. 必要書類 (1) 借入申込書
(2) 最近2期分の確定申告書のコピー

【略称 コロナマル経】

※最近1カ月間の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少している方は以下、別枠利用が可能です。

<ご融資限度額>別枠 1,000万円

<利率>【当初3年間】1.30%— 0.5%（別枠の1,000万円以内）

【4年目以降】1.30% ※令和6年3月8日現在

<ご返済期間（うち据置期間）>設備資金20年以内（5年以内（別枠の1,000万円以内）
運転資金20年以内（5年以内（別枠の1,000万円以内）

電話52-0576 FAX52-0577 担当：金子・渡辺